

## 矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、たかはら材の需要拡大を図るため、市内に住宅を新築しようとするものに対して、補助金を支給することにより、本市の林産業の活性化に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 個人が建築する住宅で、延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物（独立した基礎を有し、玄関、台所、浴室及びトイレ等を備えているもの）をいい、共同住宅を除き、建築主等が居住する住宅をいう。

(2) たかはら材 森林組合、市内製材業者、木材販売業者等により矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町、旧塩原町内で産出された木材であることが証明された木材をいう。

(3) 新築 市内に住所を有する者、又は建築後市内に住所を有することとなる者が、新しく家を建てること（増改築、模様替えは除く。）をいう。

### (補助金の交付)

第3条 市内において木造住宅を新築し、次に掲げる要件を全て満たす建築主に対して補助金を交付する。

- (1) 新築住宅の延床面積が50㎡以上（車庫部分を除く。）であること。
- (2) 新築住宅の使用木材材積のうち、40%以上がたかはら材であること。
- (3) 世帯員の中に市税等の滞納者がいないこと。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、1戸当たり20万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、木造新築住宅の土台着手予定日の15日前までに、矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に規定する関係書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 平面図
- (2) 位置図
- (3) 市税等の納税証明書(世帯員全員分)
- (4) 住民票(住所地が市外の場合のみ。世帯員全員が記載されているもの)

(補助金の交付決定及び通知書類)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することに決定した者に対しては、矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては、矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知する。

(計画変更申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金計画変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

(計画変更承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審

査を行い、適当であると認めるときは、当該補助対象者に矢板市新築住宅木材需要拡大事業計画変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告書）

第9条 補助対象者は、たかはら材の使用終了後当該年度内に実績報告書（様式第6号）に次に規定する関係書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 出荷証明書
- (2) 工事現場の写真（木材使用状況等が分かるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求書等）

第11条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金交付請求書（様式第8号）により補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助対象者が補助金の交付条件に違反したときは、補助金を返還させることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 様式第1号（第5条関係）

矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金交付申請書

[別紙参照]

### 様式第2号（第6条関係）

矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

### 様式第3号（第6条関係）

矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

### 様式第4号（第7条関係）

矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金計画変更申請書

[別紙参照]

様式第 5 号（第 8 条関係）

矢板市新築住宅木材需要拡大事業計画変更承認通知書

[別紙参照]

様式第 6 号（第 9 条関係）

実績報告書

[別紙参照]

様式第 7 号（第 10 条関係）

矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

様式第 8 号（第 11 条関係）

矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金交付請求書